

令和 8 年熊本地震における富山県外の被災地域からの
県立特別支援学校への児童生徒等の受入れについて

令和 8 年 8 月 7 日
富 山 県 教 育 委 員 会

1. 富山県外の被災地域から富山県立特別支援学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取扱い、速やかに受け入れます。
2. 被災地域からの就学相談については、教育みらい室特別支援教育課を窓口とします。

連絡先 （月～金の 8：30 から 17：15 まで）

教育みらい室特別支援教育課特別支援教育担当（076－444－3451）

3. 対象となる幼児児童生徒は、富山県外の令和 8 年熊本地震にかかる災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより在籍する特別支援学校への通学が困難となった方で富山県内に転居することが確実な方です。

4. 小学部・中学部の児童生徒の受け入れ

県内市町村に住民票を移されるまでは、保護者（身元引受人を含む、以下省略）の申請により、県教育委員会が区域外就学を承認します。

保護者は「区域外就学許可申請書」を県教育委員会に提出して下さい。

なお、県内市町村に住民票が移された際には、改めて就学を通知します。

5. 幼稚部・高等部・高等部専攻科（以下高等部等という）の幼児生徒の受入れ

- (1) 原則として、次の①及び②の証明書により資格の確認を行います。

① 令和 8 年熊本地震にかかる災害救助法適用地域に住所を有していることを証明できる書類（罹災証明書、在籍する特別支援学校の身分証明書等）

② 富山県内への転居を証明する書類（身元引受人と同居する場合は、身元引受人承諾書及び身元引受人の住民票記載事項証明書）

※ なお、上記証明書等が入手困難な場合は、個別に対応しますので、富山県教育委員会教育みらい室特別支援教育課にお問い合わせ下さい。

- (2) 必要な検査等を実施し、受入れを決定します。

① 被災時に高等部等に在学していた生徒は、転入希望校にて志願生徒との面談等必要な検査を実施し、受入れを決定します。

② その他、特別な事業がある場合は、個別に対応しますので、富山県教育委員会みらい室特別支援教育課にお問い合わせください。